

契 約 書 (案)

- 1 件 名 Microsoft Office LTSC Standard 2024ライセンスの購入及び設定に係る業務委託
- 2 対象ライセンス 別紙「仕様書」のとおり
- 3 納 入 場 所 別紙「仕様書」のとおり
- 4 納 入 期 限 令和7年12月26日
- 5 契 約 金 額 ○,○○○,○○○円
(うち消費税及び地方消費税額： ○○○,○○○円)
- 6 契 約 保 証 金 那覇市契約規則第30条の規定に基づき、免除
- 7 支 払 方 法 完了後一括払

発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
発注者 那覇市
那覇市長 知念 覚

受注者

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約に定めるもののほか、仕様書等に従い、日本国の法令及び那覇市条例・規則等を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、本契約の目的である頭書記載のライセンスを納入期限までに納入するものとし、発注者は、その対価である契約代金を受注者に支払うものとする。
- 3 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。本契約が終了した後においても、同様とする。
- 4 本契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、本契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 本契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、

当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 契約金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。
- 6 発注者は、第9条第1項の規定によりライセンスが発注者に引き渡された後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号に規定する金融機関等の保証証書を受注者に返還するものとする。
- 7 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第4条 受注者は、納入期限内にライセンスを納入できないときは、納入期限内に発注者に対して、その理由を明示して、納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約の内容を変更し又はライセンスの納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第6条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(納入及び検査)

- 第7条 受注者は、本契約によるライセンスを納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 ライセンスの納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

第8条 受注者は、納入したライセンスの全部又は一部が前条第2項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合したライセンスを納入しなければならない。この場合において、特に発注者が引換え又は手直しのための期間を指定したときは、その期間内に仕様書等に適合したライセンスを納入しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者からライセンスの納入があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第9条 ライセンスの所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時にそのライセンスは、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じたライセンスについての損害は、全て受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約代金の支払)

第10条 受注者は、ライセンスの納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、納入されたライセンスが種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見

込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内にライセンスを納入しないとき、又は納入期限経過後相当の期間内にライセンスを納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、本契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) ライセンスの全部を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がライセンスの納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合、又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
 - (8) 第16条又は第17条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
 - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を

解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(協議解除)

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除をしたことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除)

第16条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により、発注者がライセンスの納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が契約期間の2分の1以上に達するとき。
- (2) 第5条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の3分の2以上減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(損害賠償の予定)

第19条 受注者は、第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第13条第2項第1号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合。
 - (2) 第13条第2項第2号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の損害賠償請求権等)

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 納入期限内にライセンスを納入することができないとき。
 - (2) ライセンスに契約不適合があるとき。
 - (3) 前2項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第12条又は第13条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) ライセンスの納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号において、納入期限後に納入の見込みのあるときは、発注者は、第1項の損害賠償に代えて、受注者から遅延損害金を徴収し、納入期限を延長することができる。
- 6 前項の遅延損害金の額は、契約金額(発注者の検査に合格したものがあるときは、その対価相当額を除く。)につき、遅延日数に応じ、契約時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣決定利率」という。)の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求権等)

- 第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第16条又は第17条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第22条 発注者は、納入されたライセンスに関し、第9条第1項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下

この条において「請求等」という。) をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 引き渡されたライセンスの契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（相殺）

第23条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（契約に定めのない事項）

第24条 本契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条及び那覇市個人情報保護条例第9条に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 市が受託者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(個人情報の提供資料の返還義務)

第10条 受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法については市と受託者が協議の上決定することとする。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。